

小規模多機能 やはぎ苑 重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護)

あなたに対する居宅サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第34号第88条により準用する第9条の規定に基づき、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 瑞穂会
事業者の所在地	〒444-0936 愛知県岡崎市上佐々木町字大官 49 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 手嶋 寛人
電話番号	(0564) 34-3666
ファクシミリ番号	(0564) 34-2347

2 ご利用事業所

事業所の名称	小規模多機能 やはぎ苑
介護保険事業所番号	2392100190 (小規模多機能型居宅介護 指定年月日 平成22年10月1日) (介護予防小規模多機能型居宅介護 指定年月日 平成24年7月1日)
利用定数	ケアプラン作成29名、通いサービス18名、訪問サービス29名、 宿泊サービス9名
事業所の所在地	〒444-0908 愛知県岡崎市橋目町字恵香 16 番地
管理者名	後藤 恒祐
電話番号	(0564) 33-3123
ファクシミリ番号	(0564) 32-7388

3 ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日	利用定員
事業所の名称	指定番号	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	平成22年10月1日	29名
小規模特別養護老人ホーム 第二やはぎ苑	2392100182	

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供する。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、最もふさわしいサービスを提供する。 2. 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。 3. 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。 4. 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。 5. 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。 6. 利用者の要支援・要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。 7. 提供する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。

5 居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室	9室	和室2室、洋室7室
食堂	1室	
台所	1室	
浴室	1室	
相談室	1室	
消防設備		

6 事業実施

(1) 通常の事業の実施地域

当事業所が所在する生活圏域

(2) 営業日及び営業時間

	営業日	年中無休
営業時間	通いサービス	(基本時間) 8時30分～17時30分
	訪問サービス	24時間
	宿泊サービス	(基本時間) 17時30分～8時30分

※受付・相談時間については、通いサービスの営業時間と同様です。

7 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

令和6年4月1日現在

従業者の職種	常勤		非常勤		常勤換算	指定基準	職務の内容
	専従	兼務	専従	兼務			
管理者		1人			1人	1	事業内容調整
計画作成担当者		1人			1人	1	サービスの調整・相談業務
介護従事者	介護職員	5人	2人		5.9人	6以上	日常生活の介護・相談業務
	看護職員	1人		2人	2.1人		健康チェック等の医務業務

(2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	勤務時間：8：30～17：30を基本とするシフト制
計画作成担当者	勤務時間：8：30～17：30を基本とするシフト制
介護従事者 (看護職員含む)	早勤 7：00～16：00 日勤 8：30～17：30 遅勤A 10：00～19：00 遅勤B 13：00～22：00 夜勤 22：00～7：00 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。

8 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金が介護保険から支給され、利用者の自己負担は費用全体の負担割合証に記載された割合に応じた額になります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

(サービスの概要)

サービスの種類	内容
ア 通いサービス	事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。 (1) 食事 ・食事の提供及び食事の見守り及び介助を行います。 (2) 入浴 ・入浴または清拭を行います。 ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。 ・入浴サービスの利用は任意です。 (3) 排せつ ・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。 (4) 機能訓練 ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。 (5) 健康チェック ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

	<p>(6) 送迎サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
イ 訪問サービス	<p>利用者宅の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。</p> <p>訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。</p> <p>訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療行為（ヘルパーによる援助が可能と解釈されているものを除く） ② 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受 ③ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙 ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 ⑤ その他契約者もしくはその家族に行う迷惑行為
ウ 宿泊サービス	<p>事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話を提供します。</p>

(サービス利用料金)

通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の単位数です。（下表）

要介護度	基本単位数	看護職員配置 加算 I	サービス提供 体制強化加算 I	総合マネジメント 体制強化加算 II	合計単位数
要支援 1	3,450	900	750	750	4,950
要支援 2	6,972				8,472
要介護 1	10,458				12,858
要介護 2	15,370				17,770
要介護 3	22,359				24,759
要介護 4	24,677				27,077
要介護 5	27,209				29,609

注 1 事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として 1 日あたり 30 単位を加算します。30 日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

注 2 認知症高齢者の日常生活自立度が、ランクⅢ以上に該当する方については、認知症加算（Ⅲ）760 単位、ランクⅡで要介護 2 の方については、認知症加算（Ⅳ）460 単位をそれぞれ加算します。

注 3 上記合計単位数に介護職員等処遇改善加算 I（1 ヶ月の合計単位数に 14.9%を加算）が加わります。

注 4 1 月あたりのサービス利用料金は、合計単位数に 6 級地の地域区分単価（10.33 円）を乗じて算出しサービス利用に係る自己負担額（負担割合証に記載された割合に応じた額）は、1 月あたりのサービス利用料金から保険給付分を除いた金額です。

☆ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規

模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

- ☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日	利用者が当事業所の利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
登録終了日	利用者と当事業所の利用契約を終了した日

- ☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(サービスの概要と利用料金)

ア 食事の提供（食事代）	ご利用者に提供する食事に要する費用です。 料金：朝食 401 円、昼食 572 円、おやつ 100 円、夕食 472 円
イ 宿泊に要する費用	ご利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。 1泊 2,300 円（部屋代、光熱費含む）
ウ 通常の事業の実施地域以外のご利用者に対する送迎費及び交通費	通常の事業の実施地域を越えた地点から、1回につき片道 5km 未満 500 円、5km 以上 1,000 円をいただきます。
エ おむつ代	紙おむつ及びリハビリパンツ 1枚 100 円 尿とりパット 1枚 50 円
オ レクリエーション活動等	ご利用者の希望によりレクリエーション活動等に参加していただくことができます。 利用料金：材料代等の実費をいただきます。
カ 複写物の交付	ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。（白黒コピー：1枚につき 10 円）
キ 日常生活上必要となる諸費用実費	日常生活用品の購入代金当ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者にご負担いただくことが適当であるもの。 要した費用実費

- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

ご利用料金は、1 ヶ月ごとに計算しご請求しますので、以下のいずれかの方法により翌月 25 日までにお支払いください。

ア 現金でのお支払い	直接事業所窓口までご持参ください。
イ 右記指定口座への振込み	金融機関名：碧海信用金庫 矢作支店 口座番号：普通預金 6033202 口座名：社会福祉法人 瑞穂会 理事長 手嶋 寛人 小規模多機能 やはぎ苑
ウ 指定金融機関口座からの自動引き落とし	ご利用できる金融機関：碧海信用金庫 *手続き等詳細については、当事業所職員が説明いたします。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ☆ 居宅サービスは、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の状態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス、または宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ☆ 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、居宅サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出ていただきます。
- ☆ 介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスのうち、食事の提供について利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。

利用予定日の4日前までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の4日前までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画について

居宅サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者と協議のうえで小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご利用者に説明の上交付します。

(6) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。また、記録は5年間保存することとします。

9 苦情等申し立て先

	避難階段	1箇所	避難すべり台	1箇所
	自動火災報知設備	あり	火災通報装置	2箇所
	誘導灯	24	非常放送設備	あり
	自家発電設備	あり	消火器	11
	カーテン布団等は、防災性能のあるものを使用しております。			
消 防 計 画 等	消防署への届出日：平成 29 年 5 月 11 日（直近） 防火管理者：清水 亮太			

（地震・大水等災害発生時の対応）

大規模災害マニュアルに基づき緊急体制の確保及び対応を行います。

13 事故発生時における対応

事故及び急病・急変時の対応	介護職員または看護職員は、速やかに利用者の状態を把握し、家族に連絡するなど適切な処置をいたします。 なお、人命に係わる緊急を要する場合は、速やかに救急車を要請し救急対応をします。
損害賠償責任	介護サービス提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天変地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意を持って損害賠償を行います。 ただし、利用者に故意または過失が認められる場合には、その損害賠償の額を減じます。
損害賠償保険	万一の事故に備えて、介護保険・社会福祉事業者総合保険に加入しています。

14 サービス利用にあたっての留意事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ず職員に声をおかけください。
外 出	外出の際には、必ず行き先と帰苑時間を職員に申し出てください。
医 療 機 関 へ の 受 診	医療機関への受診は、家族等で行ってください。
居室・設備・ 器具の利用	事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
貴重品の管理	紛失や盗難の恐れがありますので、貴重品の持参はご遠慮ください。特別な事情がある場合はご相談ください。
喫 煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りいたします。
宗 教 活 動 政 治 活 動	事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

14 第三者評価の実施

サービス評価	運営推進会議にてサービス評価を年に1回実施。
--------	------------------------

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供に際し、本書面に
基づき重要事項の説明を行いました。

指定小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
小規模多機能 やはぎ苑

(説明者) 職名 _____

氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護及び介護
予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

私は、下記の理由により 利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

(署名代行者) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

署名を代行した理由 _____

利用者との関係 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

利用者との関係 _____